

国産牛乳乳製品高付加価値化事業実施要領

一般社団法人 J ミルク
制定 2017 年 4 月 7 日
一部改正 2017 年 6 月 26 日
一部改正 2018 年 3 月 26 日
一部改正 2019 年 5 月 30 日

一般社団法人 J ミルク（以下「J ミルク」という。）は、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業のうちの国産牛乳乳製品高付加価値化事業（以下、「本事業」という。）に係る助成については、その適正かつ円滑な運営を行うため、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱（2017 年 1 月 20 日制定。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第 1 事業の目的

本事業は、食品市場の国際化が進んでいく状況を踏まえ、地域乳業が、牛乳など国産製品の生産・販売を軸に経営の安定を図り、国産牛乳乳製品全体の価値向上にも貢献する経営モデルへの転換を促進することを目的とする。

第 2 事業の内容

J ミルクは、事業実施主体が実施する次の事業に要する費用について助成する。

1 国産牛乳乳製品高付加価値化の推進

事業実施主体が、一般社団法人日本乳業協会、全国乳業協同組合連合会及び全国農協乳業協会（以下、「乳業団体」という。）並びに専門家等で構成する検討会を設置し、地域乳業における製品の高付加価値化を推進するための戦略方針及びアクションプランを策定する事業

2 国産牛乳乳製品高付加価値化の支援

事業実施主体が、1 で策定した方針及びアクションプランに基づき、自ら又はその会員団体等と連携して、地域乳業者による、国産牛乳乳製品の高付加価値化プラン作り、HACCP 制度化への対応、製造技術・品質に係る改善と習得、優れた経営モデルの研究・普及のための若手経営者・幹部職員を対象とした研修会の開催等への支援、並びにこれらに関連した調査・指導等を実施する事業

第 3 事業実施主体

本事業が助成の対象とする事業実施主体は、次の通りとする。

1 第 2 の 1 に事業にあつては、乳業団体

2 第 2 の 2 の事業にあつて、全国を範囲とする事業については乳業団体、地域を範囲とする事業にあつては J ミルク会員たる地域ブロックを範囲とする乳業団体及びその都府県会員

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は2017年度から2019年度までの3か年とする。

第5 助成の対象となる費用及び助成率

本事業が助成の対象とする事業の費用及び助成率は、次の通りとする。

1 第2の1に事業の助成の対象となる費用

本事業が助成の対象とする費用と助成の内容は次の通りとする。

- (1) 検討会の開催に要する会場借料、お茶代等の会議費、委員の出席旅費、専門家委員の謝金の全部。
- (2) 戦略方針及びアクションプランを策定するために実施する調査費（調査に参加する専門家の旅費・謝金、調査報告書の原稿料、事務局旅費）の全部
- (3) 戦略方針及びアクションプランを策定するために専門家委員に支払う原稿料等の謝金の全部
- (4) 本事業実施のために要する事務費用の一部

2 第2の2の事業の助成の対象となる費用

本事業が助成の対象とする費用と助成の内容は次の通り。

- (1) 実施主体が自ら開催する研究会や研修会の開催に要する会場借料、お茶代等の会議費、講師の旅費・謝金、事務局の旅費（講師との事前打ち合わせの旅費を含む）の全部
- (2) 実施主体が自ら開催する研究会や研修会に出席する者の旅費の2分の1（但し、一乳業会社当たり1名）
- (3) HACCP 制度化への対応のための外部講習会への受講料の2分の1（但し、一乳業会社当たり1名）
- (4) 本事業の目的を達成するために実施する調査・指導等に要する専門家の旅費・謝金、調査報告書の原稿料、事務局の旅費の全部
- (5) 本事業実施のために要する事務費用の一部

3 助成の対象となる費用の上限等

1及び2における費用の上限及び費用の助成を受けられる乳業者並びに事務費用の内訳等については、別途Jミルクより提示する。

第6 事業実施の手順と手続き

1 事業実施助成申請書等の提出

- (1) 事業実施主体は、本事業からの助成を受ける場合、Jミルクが別に定める期間までに、別紙様式第1号の助成申請書をJミルクに提出するものとする。

- (2) Jミルクは、事業実施主体から提出された助成申請書を審査し、事業予算等を勘案して必要な調整を行い、承認するものとする。

2 助成申請内容の変更

- (1) 事業実施主体は、助成が承認された後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、別紙様式第2号の助成変更承認申請書をJミルクに提出するものとする。
 - ① 事業の中止又は廃止
 - ② 事業費の3割を超える増減
 - ③ 助成の増加を伴う事業費の変更

3 助成金の概算払い

- (1) Jミルクは、本事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、原則として、助成承認額の8割を限度として、助成金の概算払いをすることができる。
- (2) 事業実施主体は、助成金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の概算払請求書をJミルクに提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、助成承認通知のあった年度の翌年度の4月20日までに、別紙様式第4号の事業実績報告書をJミルクに提出するものとし、Jミルクはこれを審査の上、助成金を支払うものとする。

5 助成金の返還

- (1) 事業実施主体は、助成金の支払後に、事業の実施要件等に適合しない事実が確認された場合には、当該助成金の全部又は一部について速やかに返還するものとする。
- (2) 事業が終了した場合であっても、実施要件等に適合しない事実が確認された場合は、事業実施主体の責任において、当該助成金の全部又は一部を速やかに返還するものとする。

6 事業実施細則の提出

本事業の実施に当たり、事業実施主体が自らの事業実施の手順等を定める細則等を作成した場合は、Jミルクに提出するものとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

事業実施主体は、Jミルクに対して助成承認申請書を提出するに当たり、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額）を区分して申請すること。ただし、助成金の仕入れに係る消費税等相当額を区分できない事業実施主体においては、この限りではない。

第8 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

- (1) 事業実施主体は、本事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し保管するものとする。
- (2) ただし、その保存期間は、本事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

Jミルクは、この要領に定めるもののほか、本事業の実施及び実績について、必要に応じ事業実施主体に対し調査又は報告を求めることができるものとする。

第9 その他

- (1) 事業実施主体は、事業の円滑な推進を図るため、本事業の関係者に対し、他の事業との連携に配慮しつつ本事業の周知徹底に努めるものとする。
- (2) Jミルク会長は、本事業の実施状況等を踏まえ、この要領について必要な見直しを行うことができるものとする。
- (3) この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、Jミルクが別に定めることができるものとする。

附則

- 1 この要領は、2017年4月1日から施行する。
- 2 この要領の改正は、2017年6月26日から施行し、2017年4月1日から適用するものとする。
- 3 この要領の改正は、2018年3月26日から施行し、2018年4月1日から適用するものとする。
- 4 この要領の改正は、2019年5月 日から施行し、2019年4月1日から適用するものとする。

2019年度国産牛乳乳製品高付加価値化事業 助成申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人Jミルク
会長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

2019年度において、下記のとおり事業を実施したいので、国産牛乳乳製品高付加価値化事業実施要領第6の1の規定に基づき、助成金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の目的

2. 事業の内容

別紙 実施計画書の通り

3. 事業に要する経費及び負担区分

(円)

事業名	事業費	事業費 (税抜き)	負担区分		備考
			Jミルク 助成金	その他	
高付加価値化の推進					
高付加価値化の支援					
合 計					

注) 備考欄には、その他の負担者を記載すること。

4. 事業の開始及び完了予定年月日

年 月 日～ 年 月 日

5. 添付書類

2019年度国産牛乳乳製品高付加価値化事業実施計画書

2019年度国産牛乳乳製品高付加価値化事業実施計画書

1. 国産牛乳乳製品高付加価値化の推進

(1) 事業推進会議の開催

事業内容	事業費					事業費 (税抜き)	負担区分	
	費目	単価	員数	回数	合計		Jミルク	その他
	会場借料							
	会議費							
	委員旅費							
	委員謝金							
	その他 ()							
	小 計							
	会場借料							
	会議費							
	委員旅費							
	委員謝金							
	その他 ()							
	小 計							
合 計	—	—						

注1) 別紙に検討会の設置要領・委員名簿(予定)開催の時期(予定)、主な協議・検討内容、スケジュールを添付。

(2) 高付加価値化推進に向けた専門家の調査・分析

事業内容	事業費					事業費 (税抜き)	負担区分	
	費目	単価	員数	回数	合計		Jミルク	その他
	専門家旅費							
	事務局旅費							
	専門家謝金							
	報告作成費							
	その他 ()							
	小 計							
	専門家旅費							
	事務局旅費							
	専門家謝金							
	報告作成費							
	その他 ()							

	小 計							
	合 計	—	—					

注1) 専門家の調査・分析のジャンル毎に事業内容の欄に記載。
注2) 別紙に調査及び分析等実施時期（予定）、主な内容を添付。

2. 国産牛乳乳製品高付加価値化の支援

(1) 研修会・研究会の開催

事業内容	事業費					事業費 (税抜き)	負担区分	
	費目	単価	員数	回数	合計		Jミルク	その他
	会場借料							
	会議費							
	講師旅費							
	講師謝金							
	参加者旅費							
	その他（ ）							
	小 計							
	会場借料							
	会議費							
	講師旅費							
	講師謝金							
	参加者旅費							
	その他（ ）							
	小 計							
合 計		—	—					

注1) 研修会・研究会のテーマ毎に事業内容を記載。
注2) 別紙に、開催時期（予定）、主な研修・研究内容を添付。

(2) HACCP 制度化への対応のための外部講習会受講料・旅費助成

事業内容	事業費					事業費 (税抜き)	負担区分	
	費目	単価	員数	回数	合計		Jミルク	その他
	受講料							
	旅費							
	受講料							
	旅費							
合 計		—	—					

注1) 外部講習会のテーマ毎に「事業内容」の欄に記載。

(3) 専門家による調査・指導

事業内容	事業費					事業費 (税抜き)	負担区分	
	費目	単価	員数	回数	合計		Jミルク	その他
	専門家旅費							
	事務局旅費							
	専門家謝金							
	報告作成費							
	その他経費							
	専門家旅費							
合 計		—	—					

注1) 専門家の調査・指導のジャンル毎に事業内容の欄に記載。
 注2) 別紙に調査・指導等実施時期（予定）、主な内容を添付。

(4) 事業推進事務費等

事業内容	事業費					事業費 (税抜き)	負担区分	
	費目	単価	員数	回数	合計		Jミルク	その他
	旅費							
	人件費							
合 計		—	—					

注1) 「事業内容」の欄に、それぞれの費目について、内容を記載。

別紙様式第 2 号

2019 年度国産牛乳乳製品高付加価値化事業 助成変更承認申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人 J ミルク
会長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

〇〇年 月 日付け 19J ミルク 発第 号で助成金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品高付加価値化事業について、下記のとおり変更いたしたいので、国産牛乳乳製品高付加価値化事業実施要領第 6 の 2 の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

(注) 記の記載要領は、別紙様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」に、「事業実施計画書」を「事業実施計画変更書」に書き換え、助成金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載。

なお、添付書類については、助成申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

2019年度国産牛乳乳製品高付加価値化事業 概算払い請求書

番 号
年 月 日

一般社団法人Jミルク
会長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

〇〇年 月 日付け19Jミルク発第 号で助成金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品高付加価値化事業について、下記により金 円を概算払により交付されたく、国産牛乳乳製品高付加価値化事業実施要領第6の3の規定に基づき、請求します。

記

1. 助成金交付決定額 円
2. 概算払請求額 円（交付決定額の %）
3. 振込先
金融機関名 支店名
口座の種類 口座番号
(フリガナ)
口座名義人

2019 年度国産牛乳乳製品高付加価値化事業実績報告書

番 号
年 月 日一般社団法人 J ミルク
会長 様住 所
団 体 名
代表者氏名 印

〇〇年 月 日付け 19J ミルク発第 号で助成金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品高付加価値化事業について、下記のとおり実施したので、国産牛乳乳製品高付加価値化事業実施要領第 6 の 4 の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。なお、併せて精算額円の交付を請求します。

記

1. 事業の目的

2. 事業の内容

別紙 事業実績報告書のとおり。

(注) 事業実績報告書は、別紙様式第 1 号の実施計画書の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業実施計画書」を「事業実績報告書」と書き換え、会議の内容、調査・専門指導等の報告書、研修会の参加人数等を添付資料とする。

3. 事業完了年月日

〇〇年 月 日

4. 事業に係る精算(円)

事業名	事業費	事業費 (税抜き)	負担区分		既概算払 受領額 (b)	精算払 請求額 a-b
			J ミルク 助成金(a)	その他		
高付加価値化の推進						
高付加価値化の支援						
合 計						

5. 振込先

金融機関名

支店名

口座の種類
(フリガナ)
口座名義人

口座番号

6. 添付書類

- 1) 2019年度国産牛乳乳製品高付加価値化事業実施報告書
- 2) Jミルクが必要と認めた書類